

## 防府市青少年補導員制度要綱

昭和37年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市青少年育成センター設置要綱第5条の規定に基づき設置する防府市青少年補導員（以下「補導員」という。）の制度について必要な事項を定めるものとする。

(補導員)

第2条 補導員は、青少年問題について深い理解を有し、積極的に活動できる者とする。

2 補導員は、160人以内とし、市長が委嘱する。

3 補導員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、補導員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、補導員としてふさわしくない行為があった者を解嘱することができる。

(任務)

第3条 補導員は、防府市青少年育成センター（以下「育成センター」という。）と緊密な連携を図りながら、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 青少年に関する事項

ア 問題行動のある青少年の補導・助言をすること

イ 青少年の相談相手として活動すること

ウ 善行のあった青少年を推奨すること

(2) 環境浄化改善に関する事項

青少年の健全育成を阻害する有害環境の調査改善活動を行うこと

(3) 関係機関・団体との連絡調整に関する事項

各地区内の関係機関等との情報交換を行い、街頭補導及び巡視活動を行うため、お互いの連携を密にすること

(4) 活動報告に関する事項

各地区において補導し、又は見聞したことなどの状況を育成

センターに報告すること

(5) その他

ア 青少年の保護更正に功績のあった個人又は団体の推薦に関すること

イ その他青少年の非行防止又は健全育成に関すること

(服務)

第4条 補導員は、補導にあたっては常に防府市青少年補導員証を所持し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

2 補導員は、秘密の保持に留意するとともに私情をはさんだ行為のないように努めなければならない。

3 対象青少年の現場指導が困難と予想される場合、補導員は、危険を避けるため直接の指示、警告等を行わず、直ちに育成センター又は警察署に連絡しなければならない。

4 補導員は、補導にあたっては災害事故を避けるため、原則として複数で行うようにしなければならない。

(地区代表者及び副代表者)

第5条 各地区（各小学校区。ただし、牟礼・牟礼南は、牟礼地区とする。）に補導員の代表者（以下「地区代表者」という。）及び副代表者の各1人を置く。

2 地区代表者は、育成センター及び各補導員との連携を密にしなければならない。

3 地区代表者は、育成センターと協議の上、補導員相互の情報交換のための連絡協議会を開催するようにしなければならない。

4 副代表者は、地区代表者を補佐し、地区代表者に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補導員の制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。